

電気需給約款

(低圧)

2026年5月1日実施
岡山ガス株式会社

電気需給約款（低圧）目次

I 総則	4
1. 対象となるお客さま	4
2. 需給約款の変更.....	4
3. 定義	5
4. 単位および端数処理	6
5. 実施細目.....	6
II 契約の申込み.....	7
6. 需給契約の申込み	7
7. 需給契約の成立.....	7
8. 需要場所.....	7
9. 需給契約の単位.....	7
10. 供給の開始.....	7
11. 供給の単位.....	8
12. 承諾の限界.....	8
III 契約種別および料金.....	9
13. 契約種別.....	9
14. おうち快適 M プラン.....	9
15. おうち快適 L プラン.....	10
IV 料金の算定および支払い.....	12
16. 料金の適用開始の時期.....	12
17. 検針日	12
18. 料金の算定期間.....	12
19. 使用電力量の計量	13
20. 料金および消費税等相当額の算定.....	13
21. 日割計算.....	13
22. 料金の支払義務発生日および支払期限	14

23.	料金その他の支払方法.....	14
V	使用および供給.....	15
24.	適正契約の保持.....	15
25.	力率の保持.....	15
26.	需要場所への立入りによる業務の実施.....	15
27.	施設場所および施設物の無償使用等.....	16
28.	電気の使用に伴うお客さまの協力.....	16
29.	供給の停止.....	17
30.	供給停止の解除.....	17
31.	供給停止期間中の料金.....	17
32.	違約金.....	18
33.	使用の制限もしくは中止.....	18
34.	損害賠償の免責.....	18
35.	設備の賠償.....	18
VI	契約の変更および終了.....	19
36.	需給契約の変更.....	19
37.	名義の変更.....	19
38.	お申し出による需給契約の終了.....	19
39.	需給開始後の需給契約の終了または変更に伴う料金及び工事費の精算.....	19
40.	解約等.....	20
41.	需給契約終了後の債権債務関係.....	20
VII	供給方法および工事.....	21
42.	供給方法および工事.....	21
43.	工事費負担金等相当額の申受け等.....	21
VIII	保安.....	22
44.	保安の責任.....	22
45.	調査および調査に対するお客さまの協力.....	22

46.	保安に対するお客さまの協力.....	22
IX	その他.....	23
47.	準拠法.....	23
48.	管轄裁判所.....	23
49.	暴力団排除に関する条項.....	23
	附則.....	24
1.	この需給約款の実施期日.....	24
	別表.....	25
1.	再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	25
2.	燃料費調整.....	26
3.	離島ユニバーサルサービス調整.....	28
4.	契約負荷設備の総容量の算定.....	31
6.	日割計算の基本算式.....	31

I 総則

1. 対象となるお客さま

- (1) この電気需給約款（低圧）（以下「この需給約款」といいます。）は、当社所定の方法によりお申込みいただいた低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、一般送配電事業者である中国電力ネットワーク株式会社または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給区域内の需要場所に対して当社が電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この需給約款は、岡山県の電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除く地域に適用いたします。
- (3) この需給約款は、次の適用条件をすべて満たす需要者に適用いたします。
 - イ 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅において、当社とガス使用契約を締結されていること。
 - ロ ガス料金および電気料金をお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）、またはお客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）、またはお客さまが当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる方法（以下「払い込み」といいます。）のいずれかで毎月お支払いいただけること。
 - ハ 当社が提供する Web 会員サービスにおいて本会員登録を行い、当該サービス内にて電気料金明細等をご確認いただけること。

2. 需給約款の変更

- (1) 当社は、当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃が行われた場合、その他当社が必要と認める場合、この需給約款を変更することがあります。この場合、変更後のこの需給約款の内容およびその効力発生時期を当社所定のウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法を通じてお客さまにあらかじめ周知いたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合、この需給約款に定める料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (2) 需給契約締結後、消費税法および地方消費税法（以下総称して「消費税法等」といいます。）の改正等により消費税法等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて料金その他の債務にかかわる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を支払うものとします。
- (3) この需給約款その他の当社とお客さまとの間の契約における供給条件（以下「この需給約款等」といいます。）を変更しようとする場合（(4)に規定する場合を除きます。）において、電気事業法および同法施行規則（以下「電気事業法令」といいます。）にもとづくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする

する事項のみを説明すれば足りるものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。また、同法令にもとづく説明書面および変更後の書面の交付については、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法、その他当社が適切と判断した方法にて行うものとし、説明書面の交付については当該変更をしようとする事項のみを記載し、契約変更後の書面交付については、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- (4) (3)にかかわらず、この需給約款等を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わないものを変更する場合に限ります。）において、電気事業法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法令にもとづく説明書面および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (5) お客さまと当社との間で7（需給契約の成立）にしたがい需給契約が成立した場合、この需給約款等需給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法、その他当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

3. 定義

以下の言葉は、この需給約款においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 主開閉器
定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限する機器をいいます。

(7) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別表1に定めるところによります。

(9) 燃料費調整額

燃料費の変動を料金に反映させるための制度にもとづいて別表2に記載の方法により算出された値をいいます。

(10) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、以下のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款を承認のうえ、需給約款および託送約款等におけるお客さまに関する事項を明らかにして、7営業日前までに当社所定の方法によって申込みをしていただきます。
- (2) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、当該一般送配電事業者等への供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (3) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (4) お客さまが需給契約によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

7. 需給契約の成立

需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

8. 需要場所

需要場所は、当該一般送配電事業者等の託送約款等に定めるところによるものといたします。

9. 需給契約の単位

当社は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

10. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉、当該一般送配電事業者等に起因する事由等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11. 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12. 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に終了しているものを含む他の需給契約の料金を、支払期限を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

III 契約種別および料金

13. 契約種別

契約種別は、以下のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	おうち快適 M プラン
	おうち快適 L プラン

14. おうち快適 M プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当する場合に適用いたします。
イ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において動力を使用する契約種別（以下「低圧電力等」といいます。）とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力等とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

(4) 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき下記の料金表によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定さ

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

(4) 料金

料金は、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が離島基準価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が離島基準価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。算定された電力量料金が最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

電力量料金	1キロワット時につき	38円21銭
最低月額料金	1契約につき	1,844円70銭

ただし、次の期間の料金は、算定された電力量料金が最低月額料金を下回った場合でも、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- イ 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間
- ロ 需給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間

IV 料金の算定および支払い

16. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

17. 検針日

検針日は、託送約款等の定めにしたがい、以下により、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行うことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、以下の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行ったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行ったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといたします。

18. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 検針を行うことが困難である等特別の事情がある場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

19. 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量とし、記録型計量器に記録された値といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が終了する場合、終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (2) 当社は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 当該一般送配電事業者等が検針を行うことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

20. 料金および消費税等相当額の算定

- (1) 料金は、以下の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始、または需給契約が終了した場合
 - ロ イの場合以外で、計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回る場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）
$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

21. 日割計算

- (1) 当社は、20（料金および消費税等相当額の算定）(1)イ、ロの場合は、以下により料金を算定いたします。
 - イ 最低料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間の使用電力量に応じて別表 6（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。
 - ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 20（料金および消費税等相当額の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。
- (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

22. 料金の支払義務発生日および支払期限

- (1) お客様の料金の支払義務発生日は、以下のとおりです。
 - イ 当社とガス使用契約を締結されているお客様は、原則として電気の検針日が属する月の翌々月のガスの検針日といたします。ただし、電気の検針日に検針が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者等から検針の結果等を当初の検針月の翌月以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した月の翌々月のガスの検針日となる場合があります。
 - ロ 当社とのガスと電気の需給契約がともに終了した場合
 - ① 料金の支払方法が口座振替もしくはクレジットカード払いのお客様
需給契約が終了した月の翌々月のガス使用契約が継続しているものとみなした場合のガスの検針日といたします。
 - ② 料金の支払方法が払い込みのお客様
需給契約が終了した日といたします。
 - ハ 電気のみ需給契約が終了した場合は、終了日が属する月の翌々月のガスの検針日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の終了日以降に計量値の確認を行い、それが終了日の翌月となった場合は、計量値確認日の翌々月のガスの検針日となる場合があります。
- (2) お客様の料金は、当社の定める一般ガス供給約款に規定する支払期限までに支払っていただきます。
- (3) 支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (4) 支払期限が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日および 12 月 30 日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期限を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

23. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、ガス使用契約にもとづきガス料金と合算して請求するものとし、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (2) 当社とのガス使用契約と電気の需給契約がともに終了した場合の未収分料金は、以下のとおり、料金の支払方法に応じて支払っていただきます。
 - イ 料金の支払方法が口座振替もしくはクレジットカード払いのお客様
支払義務発生日が属する月の翌々月の、ガス使用契約が継続しているものとみなした場合の従来のガス料金の支払日に、従前の支払方法で支払っていただきます。
 - ロ 料金の支払方法が払い込みのお客様
需給契約が終了した直後に郵送される払込用紙で支払っていただきます。

V 使用および供給

24. 適正契約の保持

当社は、当該一般送配電事業者等から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適當であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合その他お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる場合には、すみやかに当該需給契約を適正なものに変更していただきます。

25. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、90%以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

26. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社が需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者等が以下の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社または当該一般送配電事業者等の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。この場合当社および当該一般送配電事業者等が立ち入る場合においては、係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

- (1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 46（保安に対するお客さまの協力）によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) 29（供給の停止）、38（お申し出による需給契約の終了）および40（解約等）にもとづく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

27. 施設場所および施設物の無償使用等

- (1) お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。
- (2) 以下の場合において、当該一般送配電事業者等から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。
 - イ お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
 - ロ 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
 - ハ 通信設備等を設置する場合
 - ニ 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

28. 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等もしくは他の小売電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イからニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に接続して使用する場合も、前項に準ずるものとします。
- (3) お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたが、かつ、当該一般送配電事業者等の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

29. 供給の停止

- (1) お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合
 - ハ その他当該一般送配電事業者等の定める託送約款等に反してお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが以下のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者等から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者等により電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 26（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ 28（電気の使用に伴うお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (3) 以下のいずれかに該当するものとして、当社が当該一般送配電事業者等から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、24（適正契約の保持）にもとづく当該一般送配電事業者等の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、当該一般送配電事業者等により、電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ 契約電力をこえて接続供給を利用する場合
 - ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限りです。）
- (4) (1)から(3)にもとづき電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等により、当該一般送配電事業者等の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

30. 供給停止の解除

29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、当該一般送配電事業者等による電気の供給が再開されます。

31. 供給停止期間中の料金

29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合でも、当社は、原則として当該停止期間に係る料金の減額は行いません。

32. 違約金

- (1) お客さまが 29（供給の停止）(2)ロ、ハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社または当該一般送配電事業者等が決定した期間といたします。

33. 使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の使用を制限し、もしくは中止する場合があります。当社は、原則として本制限または中止に伴う料金の減額は行ないません。

34. 損害賠償の免責

- (1) 33（使用の制限もしくは中止）によって電気の使用を制限、または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 40（解約等）によって需給契約を解除した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

35. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。

VI 契約の変更および終了

36. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。契約種別の変更は、原則として検針日単位で実施いたします。

37. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

38. お申し出による需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、7営業日前までに当社に通知していただきます。ただし、お客さまが当社に通知をせずに他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの当該通知とみなすものとします。なお、この場合、原則として、お客さまが当社に通知された終了期日（電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がされた場合は当該終了期日とし、以下同様とします。）に当該一般送配電事業者等により、需給を終了させるための適当な処置が行われます。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- (2) 需給契約は、40（解約等）および以下の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。
 - イ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が終了したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

39. 需給開始後の需給契約の終了または変更に伴う料金及び工事費の精算

当社が一般送配電事業者等から、需給契約の終了または変更に伴う料金および工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社はお客さまから当該金額を申し受けます。

40. 解約等

- (1) お客さまが、以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまとの需給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとし、この場合、当社は、需給契約を解除する15日前までに解除日を明示し、お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。
- イ 29（供給の停止）によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき
 - ロ 当社の他の契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を、支払義務発生日の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してなお支払われないとき
 - ハ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ニ 1（対象となるお客さま）の条件を満たさなくなった場合
 - ホ 前各号に掲げるもののほか、需給契約の条項に違反したとき
 - ヘ 差押、競売、破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けたとき
- (2) お客さまが、38（お申し出による需給契約の終了）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は終了するものいたします。

41. 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII 供給方法および工事

42. 供給方法および工事

- (1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行う場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および集合住宅等の場合で建物内に計量器等を取り付けた場合の必要な事項等については、原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。
- (3) 当該一般送配電事業者等の供給設備、計量器等および電流制限器等を施設または取り付ける場合の施設場所または取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 当社が当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき電気の供給または計量にあたり必要な設備等の施設または取付けを求められた場合には、当該設備等は、原則として、お客さまの負担で施設または取り付けていただきます。この場合には、当社および当該一般送配電事業者等が当該設備等を無償で使用できるものといたします。

43. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給および廃止に伴う工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに清算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

VIII 保安

44. 保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物については、当該一般送配電事業者等が、当社が所有権を有する電気工作物については当社が保安の責任を負います。

45. 調査および調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者等、または当該一般送配電事業者等が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、当該一般送配電事業者等または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえてお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者等または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。

46. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 以下に該当する場合には、お客さまは当社および当該一般送配電事業者等にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - イ お客さまの需要場所内に設置してある引込線、計量器等当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合
 - ロ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等と当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者等の求めに応じてその内容を変更していただきます。
- (3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力を遮断する主開閉器の操作方法等について、お客さまと当該一般送配電事業者等とで協議していただきます。

IX その他

47. 準拠法

この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

48. 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、岡山地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

49. 暴力団排除に関する条項

- (1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、需給契約締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - イ 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと。
 - ロ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、需給契約の締結および履行をするものではないこと。
- (2) (1)のほか、当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - イ 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ハ 暴力団等の反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為
 - ニ 暴力団等の反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - ホ 暴力団等の反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為
- (3) 当社は、(1)および(2)の一つにでも違反した場合、40（解約等）(1)にしたがい需給契約を解除できるものとします。この場合において、お客さまに需給契約にもとづく当社に対する未払いの債務がある場合、直ちにお支払いいただきます。なお、この解除によりお客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

附則

1. この需給約款の実施期日

この需給約款は、2026年5月1日から実施いたします。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社所定のウェブサイトにおける掲示またはその他の方法によってお知らせします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の検針日または計量日（以下総称して「検針日等」といいます。）から翌年の4月の検針日等の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、料金表により最低料金が適用される契約種別については、最低料金適用電力量（1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、以下同様とします。）までは、最低料金が適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、以下のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日等から翌年の4月の検針日等（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日等といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ の値については、下表「燃料費調整単価算出係数等」に記載するところによります。

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、基準燃料価格 X 円は下表「燃料費調整単価算出係数等」に定めるものとします。

① 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

② 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、以下のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日等から6月の検針日等の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日等から7月の検針日等の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日等から8月の検針日等の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日等から9月の検針日等の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日等から10月の検針日等の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日等から11月の検針日等の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日等から12月の検針日等の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日等から翌年の1月の検針日等の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日等から2月の検針日等の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日等から3月の検針日等の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日等から4月の検針日等の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日等から5月の検針日等の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、料金表により最低料金が適用される契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、下表「燃料費調整単価算出係数等」に定めるものとします。

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を当社所定のウェブサイトにおける揭示またはその他の方法によってお知らせいたします。

表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0406
	β	0.0992
	γ	1.1994
基準燃料価格	X	80,300円
基準単価 (1キロワット時につき)		21銭2厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含み、また、最低料金が適用される契約種別については、最低料金適用電力量までは、3円18銭5厘とします。

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ の値については、下表「離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等」に記載するところによります。

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、離島基準燃料価格 X 円は下表「離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等」に定めるものとします。

① 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が X 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (X \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

② 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が X 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

③ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (119,000 \text{ 円} - X \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、以下のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日等から6月の検針日等の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日等から7月の検針日等の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日等から8月の検針日等の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日等から9月の検針日等の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日等から10月の検針日等の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日等から11月の検針日等の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日等から12月の検針日等の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日等から翌年の1月の検針日等の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日等から2月の検針日等の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日等から3月の検針日等の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日等から4月の検針日等の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日等から5月の検針日等の前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、料金表により最低料金が適用される契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、下表「離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等」に定めるものとします。

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社所定のウェブサイトにおける掲示またはその他の方法によってお知らせいたします。

表：離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300円
離島基準単価 (1キロワット時につき)		1 厘

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含み、また、最低料金が適用される契約種別については、最低料金適用電力量までは、1銭7厘とします。

4. 契約負荷設備の総容量の算定

契約負荷設備の総容量の算定は、託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。

5. 負荷設備の入力換算容量

負荷設備の入力換算容量は、託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。

6. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、以下のとおりといたします。

イ 最低料金、最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、20（料金および消費税等相当額の算定）(1)ロに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ おうち快適 M プランの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

①

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

② (イ)によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

③ 20（料金および消費税等相当額の算定）(1)ロに該当する場合は、(イ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合、

20（料金および消費税等相当額の算定）(1) イまたはロの場合、料金の算定期間の使用電力量と、ロ①により算定された各段階の適用電力量に基づき算定いたします。

ニ 日割計算に応じて燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合、

20（料金および消費税等相当額の算定）(1) イまたはロの場合、料金の算定期間の使用電力量と、ロ①により算定された最低料金適用電力量に基づき算定いたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の(1)およびロにいう計量期間等の日数は、以下のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合
開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日等から、需給開始の直後の検針日等の前日までの日数といたします。
 - ロ 需給契約が終了した場合
終了日の直前の検針日等から、当社が次回の検針日等としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、以下のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合
開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
 - ロ 需給契約が終了した場合
終了日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。